

インドネシアにおける特許実施 義務をめぐる問題と対応の必要性



Yenny Halim
(パートナー
弁護士)

Acemark Intellectual Property

Yenny Halim は、Tarumanagara 大学で経済学学士、Krisnadwipayana 大学で法学学士、Indonesia 大学で法学修士を取得し 1999 年に Acemark に入社、知的財産分野で活躍している。知財コンサルタントとして登録され、訴訟弁護士の資格も取得している。2014 年に WIPO 世界知的財産の日、2017 年発明推進協会セミナー、2018 年特許と商標に関する Acemark セミナー、2019 年意匠保護に関する FAMI 会議、など数多くの公演も行っており、インドネシアの企業や個人にトレーニングを提供している。2019 年、法務人権省から意匠に関する知財コンサルタントとの最多出願人として表彰を受けたほか、IP STARS、World Trademark Review、Chambers and Partners、ASIAN LEGAL BUSINESS 等より表彰を受けており、また、Who's Who 知財部門にも掲載されている。

概要

インドネシア政府は、政府から特許権者に与えられた排他的権利の見返りとして、国民経済と技術の進歩に利益をもたらすために、特許の実施を義務付けている。雇用創出法（2020 年法律第 11 号）によって改正されたインドネシア特許法（2016 年法律第 13 号）第 20 条で、そのような義務を課している。

詳細

I. 実施義務の定義

実施義務の定義は以下のとおりである：

- 製品特許の場合：特許製品を製造、輸入またはライセンス供与すること
- プロセス特許の場合：特許取得済みのプロセスから生じる製品を製造、ライセンス供与または輸入すること

- 方法、システムおよび使用による特許の場合：特許取得済みの方法、システムおよび使用から生じる製品を製造、輸入、またはライセンス供与すること

II. 背景

背景情報として、2016年8月26日に特許法第13/2016号が施行されたとき、実施の定義は、特許製品の製造と特許プロセスの使用に限定されていた。何らかの理由¹で特許を実施できなかった特許権者の利益に対応するために、特許権者は、インドネシア共和国法務人権大臣に申請することにより、特許実施の延期の承認を求めることができる²。

特許の実施延期については、特許権者による特許の実施に関する法務人権大臣規則第15/2018号（2017年7月11日発行）を改正した強制実施権を付与するた

¹ 特許実施延期の理由

- 特許権者はすでに、さまざまな国に輸出するための原材料のさまざまなサプライヤーと接続されているいくつかの生産ハブで構成されるグローバルサプライチェーンを持っている。
- 本発明を実施するためのインドネシアの資源（原材料など）の不足、またはいくつかの材料を輸入する必要がある。
- 製造工程には、インドネシアでは利用できない特別な技術が必要である。
- 製造プロセスには、インドネシアでは利用できない特別なスキルセット/専門知識が必要である。
- インドネシアの生産コストは、需要規模に比例して経済規模を満たしていない。
- 国内の生産能力が不足している。
- 製品またはプロセスの高度な複雑さ、タイプ、および/または感度。
- 営業秘密の保護に関連するその他の理由。
- 特許製品は、特許権者または特許権者の認可代理人のいずれかによって、インドネシアで製造、使用、販売、輸入、リース、配送、または販売、賃貸、配送のために供給されている。

² 特許の実施延期の申請は、知的財産総局を通して法務人権大臣に提出される。

めの手続法務人権大臣規則第 30/2019 号（2019 年 12 月 9 日発行）によって規定された。

延期は最大 5 年間（理由によっては更新可能）付与され、延期申請は特許の付与日から 3 年以内に提出する必要がある。2018 年 7 月 11 日より前に付与された特許については、延期の申請は 2022 年 12 月 9 日までに提出する必要がある。また、承認待ちの延期申請は、承認を受けた後 5 年間有効である。

2021 年 2 月 3 日、特許に関する雇用創出法第 11/2020 号の施行規則として、特許の強制実施権を付与する手続きに関する法務人権大臣規則第 14/2021 号が発効された。この規則は、大臣規則第 30/2019 号を改正し、特に、特許の実施の定義を、輸入、ライセンス供与にまで広げ、特許の実施の延期を廃止する、強制実施許可の修正をしている³。

III. 特許権者が特許を実施しなかった場合

特許を実施する義務を果たさない特許権者は、第三者に強制実施権⁴を付与されたり、または特許取消⁵にされる可能性が高い。

1. 強制実施権

強制実施許可の付与手続は、法務人権大臣規則第 14/2021 号により改正された法務人権大臣規則第 30/2019 号に具体的に規制されている。

特許権者が付与日から 36 か月以内に特許を実施しない場合、第三者が大臣⁶に強制実施権の申請を提出する可能性がある。これは、次のように規定する特許法第 82 条第 1 項により規制されている。

³ 特許の実施の延期の機構を規制する法務人権大臣規則第 30/2019 号の第 39 条から第 44 条は廃止された。

⁴ 雇用創出法第 11/2020 号により改正された特許法第 13/2016 号第 82 条第 1 項 a

⁵ 雇用創出法第 11/2020 号により改正された特許法第 13/2016 号第 132 条第 1 項 e

⁶ インドネシア共和国法務人権大臣

(1) 強制実施権は特許を実施するために、以下を根拠とする申請に基づき大臣決定に基づき与えられる：

- (a) 特許権者が、第 20 条(1)項におけるインドネシアにおいて商品の製造又は方法の使用をする義務を特許付与後 36 か月以内に果たさない；
- (b) 特許が、公衆の利益を損なう形態又は方法において特許権者又は実施権者により実施されている；又は
- (c) 既に過去に付与された特許の改良の結果、特許が未だ保護を受ける他者の特許を使用することなく実施することが不可能な場合

2. 特許権の取消

特許権者が特許製品を製造、輸入、またはライセンス供与しない場合、または特許取得済みのプロセス、方法、システム、および使用から生じる製品を製造、輸入、またはライセンス供与しない場合、検察官または国益を代表する他の当事者特許取消訴訟を申請することができる。

特許の取消のための商事裁判所は、雇用創出法第 11/2020 号によって改正された、特許法第 13/2016 号の第 132 条第 1 項で規制されており、次のように規定されている。

- (1) 第 130 条(b)号の裁判所決定に基づく特許の取消は、以下の場合になされる：
- (a) 特許が第 3 条、第 4 条及び第 9 条の規定により付与されるべきでない場合；
 - (b) 特許が遺伝子資源及び／又は伝統的知識を起源とするものであって、第 26 条の規定を満たさない場合；
 - (c) 当該特許が同一の発明に対して既に他者に与えられた別の特許と同一である場合；
 - (d) 強制実施権の付与が、当該強制実施権付与の日又は複数の強制実施権が付与された場合には最初の強制実施権付与の日から 2 年以内に、公衆の利益を損なう形態及び方法による特許の実施の継続を阻止することができない場合；又は
 - (e) 特許権者が第 20 条の規定に違反する場合

IV. 最近の状況

特許権者による特許の実施義務に関して、特許法の改正が議論されており、「第20条で言及される特許権者は、インドネシアにおける特許の実施の陳述を行い、特許が付与された後、毎年末に大臣に提出しなければならない」と規定する第20A条を追加する提案を行うことが検討されている。

特許権者が陳述を提出できない場合の対応、陳述の提出が課金されるか、陳述の内容等については、これ以上の議論は行われていない。

【ソース】

・インドネシア共和国特許法（雇用創出法第11/2020号第107条第2項により改正された特許法第13/2016号）

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/37536/uu-no-13-tahun-2016>

・特許権者による特許の実施に関する法務人権大臣規則第15/2018号

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/133156/permenkumham-no-15-tahun-2018>

・特許の強制実施権の付与手続に関する法務人権大臣規則第30/2019号

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/133142/permenkumham-no-30-tahun-2019>

・強制特許免許の付与手続に関する法務人権大臣規則第30/2019号の改正（法務人権大臣規則第14/2021号）

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/170961/permenkumham-no-14-tahun-2021>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）